

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中期計画

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 政策目標に対応した機動的な組織運営

- ・ 統合前の三法人における事業実施体制にとられることなく、政策目標ごとに大括り化して三法人の事業の融合化を図り、事業実施において統合効果を最大限発揮できるよう、各部門の目指すべき政策目標に即した効率的な組織体制を構築する。
- ・ ニーズに合った事業を行い成果を挙げている部門や戦略的な事業強化が必要な部門の組織や人員配置を厚くするなど、事業の評価及び企画立案のプロセスにより行われる事業体系の変更に組織体制や人員配置を柔軟に対応させるとともに、迅速な意思決定が図れるよう組織のフラット化を推進する。
- ・ 利用者との直接の接点となる支部等については、全職員の5割以上を重点的に配置し、外部人材を積極的に活用するなど事業実施体制を強化するとともに、決定できる事項の範囲を拡大し、裁量の範囲を明確化することにより、機動的な事業運営を行う。また、機構は、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、その専門的な知見を活かして、関係機関との間の連携、強化を図る。
- ・ 産業用地分譲業務については、期限までに確実に分譲等を進めていくため、本部と地方部局に事業規模に応じた適切な体制を置いて連携をとって事業を進める。

(2) 人的資源の有効活用

- ・ 人材育成については、利用者と直接接する部門を中心に経験を重ねることに重点を置くことにより、専門性の高い人材を育成し、機構の業務遂行能力の向上を図る。
- ・ 中小企業の支援に関わる民間事業者や経済産業局等公的支援機関との人的交流を積極的に推進し、施策の有機的連携や事業実施情報の共有化を促進する。
- ・ 時代の要請に対応した企業の経営課題への対応力やコンサルティング力など、即時性と高い専門知識が求められる領域（例えば、ファンド出資に係る金融知識等）について任期付き採用制度等の活用により積極的に外部人材を登用すること、定期的な新卒採用にこだわらない多様な職員採用方法を用いること、これらの人材について専門知識や経験を踏まえた処遇方針を明確化すること等により、機構全体と

しての専門性・多様性の確保・強化を行う。

- ・ 業務の合理化と効率化を推進するため、経理、人事等の管理部門を中心として、適切な監督の下に外部専門事業者等を活用することによりアウトソーシングを進めるなどして、管理部門の職員数をさらに削減し、利用者と直接の接点となる部門への人的資源の重点配置を促進する。
- ・ 機構の目標の明確化とその共有化を図るとともに、各職員に求められる任務を明確にし、自主的、主体的な業務への取組みを促進させる。職員の業績評価については、成果主義と能力主義を併用して客観性の高い制度とするとともに、評価者訓練の実施等を通じて納得性の向上に努めた運用を行い、処遇に適切に反映させる。

(3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底

- ・ 事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という毎年の事業評価プロセスの構築と定着を図り、利用者と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報を事業評価や新事業の企画立案に適切にフィードバックする。
- ・ 各支部の評価については、機構は、あらかじめ、各支部が実施すべき措置、達成すべき目標、本部と支部の間の責任関係等をできるだけ明確化した上で、それに沿った評価を行う。
- ・ 事業評価は、効率性、有効性、及び民間機関や他の支援機関との役割分担の視点から適時厳格に行う。その結果に応じ、事業評価が継続的に低い事業の原則廃止や、効率化のための改善努力が見られない事業は原則縮小する一方で、ニーズの高い事業への重点化や、より効果の見込まれる新たな手法での事業に注力するなど、事業の再構築を迅速に行う。

(4) 業務全般の効率化

- ・ 統合する三法人の管理部門の重複する機能を一体化して体制を効率化するとともに、効率性の高い業務の実施を図ることにより、一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度を比較して30%程度削減する。
- ・ 運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して5%（年1%程度）の経費削減を行う。中期目標期間中の各年度において新たに行う運営費交付金充当事業についても翌年度から年1%程度の経費削減を行う。

- ・ 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費について、平成17年度と平成22年度を比較して5%以上（第1期中期目標期間中においては、平成17年度と第1期中期目標期間の最終年度と比較して3%以上）削減する。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
- ・ 各部門の業績評価結果を踏まえ、重点化すべき事業、省力化すべき事業等メリハリをつけた予算配分を行い、トータルとして目標値の達成を図る。
- ・ 研修や専門家派遣による支援等の業務については、業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、適切な受益者負担を求める。
- ・ 利用者の利便性の向上や業務の効率的実施のため、相談窓口等におけるインターネットの活用、申請手続きの簡素化や利用しやすさに配慮した施策情報のデータベース化を行う。また、個別情報の流出に注意しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家等の情報のデータベース化等による共有化を推進するなど、情報化の推進に積極的に取り組む。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 創業、既存企業の新事業展開の促進

本項に規定する取り組みを行うことにより、新事業展開の取組を強力に支援し、機構が行う経営支援を伴ったファンド出資、継続的な専門家派遣による経営支援、事業化のための助成等の支援後2年を経過した事業者の売上高の平均伸び率を25%程度に向上させる（平成15年度実績は伸び率18%）。

民間機関等による新事業支援の促進

- ・ 新事業展開を支援する金融機関、TLO・産業支援機関等の民間機関や経済産業局、地方自治体等公的機関と、互いに保有する支援関連情報の共有化や、支援事業における相互協力また人的交流等の連携を強化し、これらを通じて新事業展開のためのネットワーク構築に取り組む。
- ・ 創業、新事業展開に取り組む事業者への資金供給の円滑化のため、機構は、成長初期段階にある独自の強みを持つ中小企業に対して投資を行う特徴あるファンドや、投資事業によるリターンのみを目的とするのではなく既存中小企業など投資先の経営実態等に即した投資形態を取るファンドであって、投資先中小企業の新事業展開等に対し踏み込んだ経営支援を行うことを目的とするものに対して出資し、その組成を促進する。

事業実施に際しては、ファンドの投資実績がニーズに対応したものとなっているか考慮するとともに、組成したファンド及び投資先中小企業に対し、継続的なモニタリングや連携した事業化支援を行うことによりファンドの財務の健全性を確保し、創業や新事業展開を促進する。

- ・ 大学等技術移転促進法に基づく計画の承認を受けたTLOからの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援

1) 継続的な支援体制の構築

- ・ 施策の利用者と直接接する機構の支部においては、新事業に取り組む事業者のそれぞれの経営課題を明確化し、その課題への対応を個別に支援するため、プロジェクトマネージャーを始めとする専門家の配置や課題対応型の研修を行うとともに、機構が提供する様々な支援ツール(助成、専門家派遣、各種マッチング等)を適時、適切なタイミングで提供するなど総合的に支援する。
- ・ また、各支援対象事業者に対して機構が提供した支援内容、当該事業者の支援前及び支援後の経営状況等に関するデータを収集・蓄積するなど支援効果等に関する情報を一元的に管理するとともに、支援に携わった専門家や支援ツール等の投入効果を測定、分析することによってより効果的な踏み込んだ継続的な経営支援を行う。
- ・ 中小企業新事業活動促進法に基づく創業者等からの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする(平成15年度末までの実績は概ね平均200日)。

2) ニーズに応じた施策の提供

i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援

新事業展開の実現に向けて、事業化のための経営課題の解決を支援する際には、機構は、必要に応じ、実用化技術開発支援、事業化検討のための費用の一部助成、

専門家の継続派遣等の支援を行う。

これらの支援の実施に際しては、ニーズに応じた事業規模となっているか考慮するとともに、新事業展開等の課題解決目標を達成したとする事業者の割合（平成14年度実績は、専門家派遣では支援終了時点で80%、事業化助成では支援後2年経過時点で50%）を向上させる。

) インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援

- ・ 機構が整備・管理するインキュベーション施設について、施設毎にインキュベーション・マネージャーを配置することにより、新事業シーズを有する大学、地方経済産業局、地方公共団体、地元支援機関等との人や情報のネットワークを確立し、入居者の成長段階・ニーズに応じて機構の有する各種支援ツールの活用等による迅速な支援サービスの提供を継続的に行うとともに、施設の効率的な運営を行う。また、効果的で適切な支援サービスの提供を図る観点から、入居者の成長状況、提供する支援内容、被支援者の満足度を適切に把握し支援サービスの向上に反映させる。
- ・ インキュベーション・マネージャーの人材については機構職員に対し研修等により広範な分野にわたる課題に適切に対処する能力の向上を図るとともに、専門的分野に係る民間、地方公共団体等外部人材の登用を図る。
- ・ このような取り組みにより、大学の優れた研究成果や企業のスピンのアウトの技術を事業化に結びつけようとする企業又は個人であって、挑戦する意欲を持つものの経営基盤が脆弱な創業前又は創業間もないものについて、事業化のために資金面のみならず知的・人的支援を提供し、原則3年程度で自律的な経営活動を行う企業にまで育成するハイリスクの起業支援を中核とするインキュベーション活動を開始し、中期計画期間において、支援から独立して企業活動を行える段階まで成長し卒業する入居者数の全入居者数に占める割合（卒業企業率）3割以上を達成するとともに、インキュベーション施設の平均稼働率（入居率）90%程度を達成する（平成15年度の平均稼働率（入居率）88.7%）。
- ・ 機構以外の主体が整備するインキュベーション施設についても、要請に応じてインキュベーション・マネージャーを派遣し、上記に準じた支援を行う。

) 人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供

- ・ 事業化に向けた販売先・業務提携先・資金提供者の開拓、大学等と研究開発型中小企業との共同研究・技術移転などを支援するためのマッチングの場を設けるとともに、機会提供前後の経営支援を強化することにより事業成果の向上を図り、

商談成立に近くなった状況やマッチングに至った割合（平成14年度実績は事業実施後1年以内の成果約30%）を向上させる。

地域の特性に応じた重点的な事業の実施

- ・ の事業実施に際して、各地域における地域の民間機関や経済産業局等に協力・連携し、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を通じて、地域経済活性化を促進する。特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施について経済産業局の各種施策に十分協力・連携する。
- ・ インキュベーション施設の整備・運営等について地方自治体と連携して地域の自律的発展の促進に資するよう適切な事業運営を図るなど、創業、新事業展開の促進のための地方自治体の取り組みとの連携を強化する。

(2) 経営基盤の強化

経営者等の知見の充実

1) 実践的な研修の実施

- ・ 機構の中小企業大学校は、中小企業経営者をはじめとする経営の基盤となる人材育成のため、経営戦略の策定や生産現場改善などの経営課題や、例えば知的財産の活用手法や財務会計の透明化といった中小企業政策上重要な新たな企業経営上の課題に対し、現実的な課題解決を促進する研修を行う。また、そのような中小企業政策上重要な新たな企業経営上の課題に円滑に対応するため、短期間で集中的に、出来るだけ多くの中小企業に対して研修を行う。
- ・ 研修内容の質的向上を図るため、大学（院）との連携を行う。
- ・ 機構の中小企業大学校は、事業の実施に際して、ニーズに応じた規模（回数、日数及び受講者数）となっているか考慮するとともに、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用

- ・ 研修の実施場所については、研修の内容、期間及び対象者などに留意しつつ、関係機関と連携を図ること等により校外研修を大幅に拡大する。特に、中小企業の新たな企業経営上の課題について行う研修については、短期間で集中的に、出来

るだけ多くの中小企業が受講できるようにするため、校外研修にするなど利用者の利便性の向上を図る。

- ・ 受講料については、研修の内容、期間及び対象者などに留意し、適切な設定を行う。
- ・ 中小企業大学校の施設は、本来の施設の目的を損なわない範囲において、その有効利用の観点から地域の支援機関、企業、自治体等に開放して、地域経済の活性化や地域固有の課題解決等のために利用できるようにし、活用を図る。

経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備

1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供

- ・ 中小企業のニーズを踏まえた様々な経営課題や中小企業の経営実態、地域経済情勢に関する情報蓄積を行い、インターネットや支援機関等とのネットワークの活用による情報提供を行うとともに、相談、セミナーの実施、専門家・OB人材の派遣等の経営支援を行う。
- ・ インターネットによる情報提供については、アクセス数を本中期計画満了年において年間1100万件以上(15FY実績; 970万件)とし、相談、セミナー、専門家・OB人材派遣等支援事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

2) ワンストップ相談機能

- ・ 各支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、窓口相談や出張相談をはじめ、中小企業者の利便性に配慮し、経営相談を電話により実施するホットラインの設置・運営及び積極的なPRに努め、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとも連携して、相談対応件数(平成15年度の中小企業・ベンチャー総合支援センターの相談実績16,256件)の抜本的な拡大を図る。
- ・ 相談にあたっては、機構が実施する施策のほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策についても情報提供を行うなど、事業者の活用できる施策情報の提供を一体的に実施する。
- ・ その際、各支部のセンターは、ブロック内の3類型支援センターの結節点として、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターと連携を密にし、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとの間で、経営課題解決事例、支援人材、支援ノウハウ、国や地方の支援施策情報等の支援情報の提供・交流を行うとともに、定期的に連携会議を開催し、支援機関の連携の推進、

支援水準の向上等を図る。

3) 中小企業支援機関職員等に対する研修

- ・ 機構の中小企業大学校は、中小企業施策との連携を深めるとともに、都道府県や商工会、商工会議所等の中小企業支援機関のニーズを踏まえ、支援担当者の質的向上に努めるとともに、現場に即した中小企業支援の研修素材を開発する。
- ・ これらの受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等

1) 連携・集積等のための施設の整備及び活用

)助言・診断と一体となった施設整備のための資金支援等

- ・ 中小企業者の連携・共同化の推進、商店街等の中小企業者の集積の活性化を図るため、施設の整備や既存施設のリニューアルに対する資金支援を行う。高度化融資事業の貸付に当たっては、利用者の事業成果の向上を図るため、都道府県と連携し診断・助言を実施するとともに、事業実施計画の策定等を支援するため、利用者からの要請に応じて専門家の派遣を行う。
また、貸付後においては、利用者の事業成果の向上を図るため、都道府県と連携し利用者の経営状況を的確に把握するとともに、経営改善が必要な利用者に対して経営のアドバイスや専門家の派遣等を行う。
- ・ このような支援を通じ、貸付後、原則として3ケ年を経過した利用者に対して、各貸付先があらかじめ設定した生産性や集客力の向上といった事業実施目標の達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする(平成12～14年度の評価実績は69%)。
- ・ 機構が整備した貸工場、貸事業場については、地方自治体等と連携して、地域の自律的発展の促進に資するよう適切な事業運営を図り、積極的な誘致活動や入居企業のニーズに応じて、機構の有する各種支援ツールを活用した支援を行う。これらの取り組みにより、施設の平均稼働率(入居率)90%程度を達成する(平成15年度の平均稼働率(入居率)81.1%)。
- ・ 地域における産業集積の形成及び活性化のため、地方公共団体等と連携しつつ企業立地の促進を支援するとともに、企業立地の促進等に資する施設の整備等を図る。

)制度運営における改善

- ・ 高度化融資制度の運営に当たっては、連帯保証制度の見直し、条件変更の弾力化等、適切な貸付条件の整備を行い、その貸付条件に沿った確実な審査を行う。また、利用者の利便性の向上を図るため、貸付に係る手続の簡素化（従来、事業着手時と貸付時にそれぞれ行われていた審査手続きの一元化など）及び申請書類の削減により、貸付審査に係る期間を短縮する（平成14年度実績：67.3日）。
- ・ 利用者の経営状況について継続的な情報収集により、経営改善が必要な貸付先を早期に把握し、これらの貸付先に対して経営状況に応じた適切な経営改善を支援するため、相談・助言等を行い、不良債権の発生の抑制に努める。
- ・ 延滞等により回収が困難な状況にある利用者からの回収を促進するため、専門家の派遣や債権管理に関する研究会を開催するなど、都道府県の債権管理業務を支援する。

)産業用地の活用

- ・ 地域産業集積の活性化、新事業創出の促進のために整備した産業用地について企業が進出する際の費用の助成について地方自治体への働きかけ、地方自治体と連携した企業誘致活動の展開、企業ニーズに応じた区画の変更、賃貸による活用促進など産業用地の有効活用のための多様な活動を行うことにより、中期目標期間終了時点において産業用地の平均活用率60%以上を達成する。

2) 中心市街地等における商業機能等強化支援

- ・ 中心市街地等における商業等の活性化のために、経済産業局、地方自治体や関係団体との連携を強化し、基礎的調査等の実施、人材育成や地域のコンセンサス形成等に対する支援も含め、計画づくりに対する助言等を通じて、商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。

中心市街地活性化協議会等に対して、資料の提供、助言等の協力を積極的に行う。

- ・ 商店街振興組合等、商業者等の団体に対するアドバイザーの派遣等により、経営課題や組織運営の課題解決のための支援を行う。

これらアドバイザー派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

- ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた中小小売商業者等からの債務保証又は出資の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、

採算性等についての的確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする（平成15年度末までの実績は概ね平均200日）。

- ・ 整備済賃貸施設等に関し、地方公共団体が作成した中心市街地活性化基本計画の進捗等を踏まえ、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行い、積極的活用を図るための改善及び提案を行う。

（3）経営環境の変化への対応の円滑化

再生支援の促進

1）中小企業再生支援協議会への情報提供等

- ・ 中小企業再生支援協議会に対し、中小企業の再生に関する支援策や事例等の情報提供や、連絡会議等への参加等を通じて連携を強化するほか、協議会のニーズを踏まえ、必要に応じ支援ツールの提供を行う。
- ・ 産業活力再生特別措置法に基づく計画の認定を受けた事業者等からの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする（平成15年度末までの実績は概ね平均200日）。

2）再生ファンドの組成促進

- ・ 短期的な利益獲得を目指すのではなく中期的に株式、債権を保有し、地域において投資先企業に対する継続的な支援を行う地域中小企業再生ファンドの組成を促進する。そのため、中小企業を再生させる能力を有し、かつ、地域の中小企業の実情に精通し、中小企業再生支援協議会と連携して支援を行う等、出資金を毀損するおそれの低い運営能力を持つと判断されるGP（ファンドの運営責任者）の選定に努め、地域（民間）からの要請に応じて資金を供給する。事業実施に際してはファンドの投資実績がニーズに対応したものとなっているか考慮するとともに、組成したファンドに対し、債権買取の適正性も含めファンドの運営状況に関する監査結果の確認、再生計画の進捗状況の把握等、継続的なモニタリングを行い、必要に応じてGPに対し意見を述べるなどにより、地域中小企業再生ファンドの財務の健全性を確保し、地域中小企業の再生に向けた取組みを支援する。

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

1) 資産の運用管理

- ・ 小規模企業共済制度においては、安全かつ効率的な資産運用を行うため、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等について基本方針を定め、これに基づいた運用を行い累積欠損金の減少に努める。また、少なくとも年1回資産構成等の運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかを中心に評価を受けるとともに、基本ポートフォリオの有効性等の評価も併せて受け、当該評価結果をその後の資産運用に反映させる。
- ・ 中小企業倒産防止共済制度においては、外部人材の採用及びノウハウの導入、業務のマニュアル化を始めとした回収管理体制の一層の強化を図るとともに、延滞発生直後の迅速な対応やモニタリングの仕組みの構築を始めとした回収管理措置の充実を図ることにより、共済貸付金回収率の一層の向上に努めることとする。
- ・ 共済制度の運営状況については、インターネット、広報誌等を通じ契約者に対し徹底した情報の公開を行う。

2) 加入促進対策の効果的な実施

- ・ 特定の都道府県を対象とした集中的な加入促進や確定申告時期に合わせた加入促進の実施などを盛り込んだ加入促進計画を策定し、これに基づき加入促進活動を着実に実施する。また制度の周知・普及を図るため、わかり易く訴求力の高い広報資料等を作成するとともに、支援機関等との連携、インターネット等を積極的に活用する。これらにより中期目標期間中に、小規模企業共済制度については37万6千件、中小企業倒産防止共済制度については8万件以上の加入を目標とする（平成14年度実績：小規模共済76,502件、倒産防止共済：16,263件）。

3) 契約者サービスの向上

）各種手続きの簡素・迅速化

- ・ 共済金の給付、貸付け、審査等の各種事務手続きについては、掛金の収納や共済金等の送金等に係るシステム開発や、各種手続書類を容易にダウンロード出来る環境を構築するなどの見直しを進め、処理期間の短縮化を図りサービスの向上に努める。特に迅速な貸付けが求められる倒産防止共済制度においては、効率化を

図ることにより、大規模倒産等特別な状況下にある場合を除き、申請受理後貸付けが行われるまでの期間について、18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とする（平成12～14年度実績（平均）：22.4日）。

） 契約者相談窓口機能の向上

- ・ 契約者からの相談・照会については、相談応答業務のマニュアル化等や電子メール等の活用も含めた各種応答方法の検討を行う等、契約者等からの相談等に対する確かな情報提供を行い、より質の高い契約者サービスを提供できる体制を構築する。

） 支援機関等との連携

- ・ 支援機関等と連携し加入促進対策を実施するに際しては、支援機関等に対し機構が実施する両共済制度以外の各種施策のPRも併せて実施することとする。
また、定期的に発行する契約者向けの広報誌や広報資料等の媒体を、両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとして有効的に活用する。

（４）施策情報の提供機能の充実

施策情報のわかりやすい提供方法の充実

- ・ 中小企業者からの要請の強い金融等の施策情報、活用事例、地方自治体等が独自に実施する施策の情報も含め、必要な施策が検索できるような施策の逆引き機能を持った施策情報サイトを構築する。また、各種媒体の他、相談機能や関係機関の活用など、中小企業施策を広く効果的に周知させるための情報提供方法の多様化を図る。
- ・ 関係機関の協力も得ることにより、Q & A集、成功事例集等の作成等を行い、情報活用の容易性に配慮したコンテンツの作成、提供を着実に進める。

施策情報に詳しい相談人材の育成促進

- ・ 職員を研修や相談業務に直接従事させる機会を増加させること等を通じて、中小企業の抱える経営課題を的確に把握し、適切な施策情報の提供ができるような内部人材を育成する。また他の中小企業支援機関との相互の人的交流などを通じて施策情報やその活用に関する情報提供能力を向上させる。

相談窓口における施策情報提供

- ・ 中小企業者に対する窓口相談を通じて、経営課題への対応に関するアドバイスに併せて、課題解決に有効な施策情報を提供し、課題解決の促進を図る。また、こうした施策情報提供機能を幅広く周知するため、関係機関との積極的な連携を行うとともに、機構の保有する媒体やイベント等の積極的な活用により浸透を図る。

施策情報を提供する機関との連携等

- ・ 各支部において、行政施策情報担当者を配置し、地方自治体等の公的支援機関、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう連携体制を構築する。また、これらの機関に対する施策情報の提供、これらの機関が実施する施策情報の収集整理等を行うとともに、これらの機関が抱える課題、事業ニーズ等を掘り起こすことにより、機構の実施する事業についてこれらの機関との連携を強化する。

(5) 期限の定められている業務等

政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等

- ・ 総合的な分譲促進策として、産業用地の分譲等について、効率的な分譲体制の整備、広範かつ多様な営業活動や分譲・賃貸条件の弾力化等を定めるとともに、企業ニーズを踏まえた産業用地の分割整備や価格設定を行い、これらを通じて、中期目標達成に向けた着実な分譲の推進に努める。
- ・ また、地域経済の活性化に向け、地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等についても、地元自治体と連携を密にし、産業用地の利活用を促進する。
- ・ なお、中期目標達成に向け、各産業用地の事業実績に応じた見直しを毎年度行うとともに、分譲等が進んでいない産業用地については、関係自治体等と協議し、各産業用地ごとに個別かつ具体的な成果が見込まれるあらゆる分譲等促進策を検討・実施することにより、抜本的対策を講じる。

その他の期限が定められている業務等

1) 繊維業務

- ・ 中小の繊維製造事業者が、賃加工体質から脱却し、自立するための前向きな取組（自立化）等に対して積極的な助成を行うとともに、内外の繊維関連情報の収集・提供及び調査研究、人材育成等を行う。
- 2) 産業集積活性化業務
- ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地・貸工場については、法律の期限の時点で機構の業務の実績の評価を行う。
- 3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下、民活法）及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下、FAZ法）に基づく業務
- ・ FAZ法に基づく既往の出資先については、本決算及び中間決算等により業況の把握・分析を行い、その状況に応じて、地方自治体等と連携しつつ、経営改善計画の策定・実施を要請し、点検する。
 - ・ 民活法、FAZ法に基づき機構が実施した業務については、法律の期限の時点で機構の業務の実績を評価する。

3.財務内容の改善に関する事項

- ・ 累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。
- ・ 出資承継勘定のベンチャー企業及び投資事業組合に対する出資については、新規株式公開が実現するよう適切な管理を行い、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。
- ・ 出資承継勘定の出資先（三セク）については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。
- ・ 施設整備等勘定の出資先（三セク）については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、

事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。

- ・ その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。
- ・ 産業投資特別会計から出資を受けて実施する施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。
- ・ 債務保証業務については、中期目標期間中における新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を3%以下（平成15年度末までの実績率12%）とすること等により同期間中の収支均衡に努める。
- ・ 既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。
- ・ 債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度に応じた債権管理を徹底し、法的清算が終了したものについては償却処理を実施するとともに、回収可能性の残るものについては、機構自身による回収に加えて、債権回収専門業者による回収及び所要の調査を委託するなど、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進をはかる。
- ・ この他、財務の健全性を確保すべき業務については、この中期計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。

4. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算（別紙1-1）

【運営費交付金の算定ルール】（別紙1-2）

(2) 収支計画（別紙2）

(3) 資金計画（別紙3）

5. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

- ・ 職員宿舍の廃止・集約化に係る計画（平成20年3月策定）を踏まえ、八雲独身寮及び区分所有宿舍（7戸）を平成20年度末までに売却する。

7. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ 職員の資質向上のための研修等
- ・ 広報活動の充実
- ・ 任期付職員等の新規採用
- ・ 職場環境の改善、福利厚生の実施
- ・ 施設の充実、改修
- ・ 重点業務への充当（ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等）
- ・ 繊維業務への充当（目的積立金の使途）

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

- ・ インキュベーション施設の整備を行う。（インキュベーション施設 13,020百万円）

[注]金額は見込みであり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。

- ・ 職員宿舍（小金井宿舍、旭が丘宿舍の一部）の耐震補強、改修工事を実施する。20年度に開始を予定している201百万円について、19年度の職員宿舍の売却により生じた収入の一部を充当する。

[注]本工事は、平成20年度に着手し、平成21年度完了の予定。

(2) 人事に関する計画

- ・ 期初の常勤職員数：884人
- ・ 期末の常勤職員数：785人

中期目標期間中の人件費総額見込み：45,442百万円

上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当及び退職手当に相当する範囲の費用である。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、下記の事業に係る契約及び施設の整備等について、当該業務等が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業
- ・ 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業
- ・ 地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業
- ・ 職員宿舍の耐震補強、改修工事

(4) 積立金の処分に関する事項

(前期中期目標期間終了後の積立金の処理について)

- ・ 該当なし

(5) その他の重要事項

- ・ 該当なし

以上